

憩いの森無人航空機飛行承認申請書

(あて先) 小松市長

受付番号

申請者	<input type="checkbox"/>	本申請書 1 枚につき無人航空機 1 台の申請とする	
	<input type="checkbox"/>	本申請書は飛行する 1 週間以上前に提出すること	
	<input type="checkbox"/>	誓約書、憩いの森施設等使用申込書の提出	
	<input type="checkbox"/>	無人航空機操縦ライセンス非所持者飛行実施において無人航空機操縦ライセンス保持者の管理・指導の下飛行する	
	<input type="checkbox"/>	住所： 代表者氏名： 代表者電話番号： 代表者携帯番号： 電子メール：	
	<input type="checkbox"/>	機体のメーカー（ ）、モデル（ ）	
	<input type="checkbox"/>	必要添付書類	無人航空機操縦資格者証の写し（JUIDA等） 許可書（DIPS等）※許可が必要となる飛行をする場合に限り
	<input type="checkbox"/>	園内飛行をする場合、午後からの飛行をおこないません（駐車場は除く）	

※にチェックを記入し確認すること

飛行場所	<input type="checkbox"/>	吉竹町神社横駐車場 操縦者：
	<input type="checkbox"/>	園内 操縦者： 補助者： 補助者：
飛行日時	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分	
予備日	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分	

※にチェックを記入し園内の場合は補助者氏名を記入

※園内飛行において航空機監視者、操縦者の周辺安全確保者を配置すること

※予備日に別の無人航空機飛行の予定がある場合はご希望に沿えない事があります

※園内の飛行において飛行ルートを申請時に提出すること

令和 年 月 日

## 誓 約 書

小松市長 様

私は、小松市憩いの森地内の無人航空機飛行に際し、次の事項を堅く守ることを誓約いたします。

誓約者 住所  
氏名 印

- ① 憩いの森地内の無人航空機飛行に伴い、憩いの森施設遵守事項その他関係法令を遵守すること。
- ② 憩いの森地内の無人航空機飛行に関し、一切暴力団等に関係し、又は関係させません。
- ③ 憩いの森地内の無人航空機飛行に関し、第三者（人・物）に危害及び物損等を与えた場合において、飛行操縦者により賠償等をおこなうものとする。  
又、飛行者が無人航空機操縦ライセンス非所持者の場合、無人航空機ライセンス保持者の責とする。
- ④ 無人航空機操縦ライセンス非所持者の園内の飛行は禁止する。（駐車場は除く）
- ⑤ 当該飛行によって生じた賠償金等の請求は、一切いたしません。
- ⑥ 上記に違反すると認められた事により、使用の不承認又は、使用の承認の取り消しもしくは使用の停止の処分を受けた場合においては、不服申立て及び当該処分によって生じた損害の賠償金等の請求は、一切いたしません。

# 憩いの森施設等使用申込書

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

小 松 市 長 殿

使用責任者 団体名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

代表氏名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

次のとおり使用いたしたく申し込みます。なお使用にあたっては管理人の指示を固く守り、  
下記事項を遵守することを誓約します

使用施設	野外ステージ ふれあい広場	バーベキュー舎 ワパク広場	使用範囲	
使用目的			使用予定 人数	
使用日時	年 月 日	午前・午後	時 分 から	
	年 月 日	午前・午後	時 分 まで	
備 考				

※ 使用範囲 野外ステージ、バーベキュー舎、ふれあい広場、ワパク広場、園内一円を記入

使用条件

- (1) 使用目的以外に使用しないこと
- (2) 使用時間は厳守すること（バーベキュー舎は15：00まで）  
※15：00は片付け、貸出した備品の返却を含む時間です
- (3) 施設及び付属設備等などは丁寧に扱うこと
- (4) 使用に際し、火気及び危険物に注意すること
- (5) 車は指定の場所以外に駐車しないこと
- (6) その他

## 遵守事項

憩いの森においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失し、滅失すること
- (2) 木竹を伐採し、又は損傷すること
- (3) 土地の形状を変更すること
- (4) 騒音又は大声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること
- (5) 金品の募集、宣伝をし若しくは工作物に表示し又はさせること  
※物品の販売、興業は市と要協議
- (6) 貼り紙もしくは貼り札をし、又はチラシ等を配付すること
- (7) 立ち入り禁止区域に立ち入ること
- (8) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、または駐車すること
- (9) 指定した場所以外の場所において火気を使用すること